

- I 留学
- II 南へ。
- III 行政法の論理
- IV 急がないで、歩く、場所。

## I 留学

私が大学生のとき、年長者は「時間のある学生のうちに旅行を楽しむのだよ」と説き、友人たちは国内外を巡り歩いていた。お金もないので旅に出ない自分に引け目を感じたこともあったが、あるとき、そもそも自分が外出を好まないことに気が付いた。考えてみれば、私は自宅においてさえ自室からあまり出ない性分の人間なのであった。それに、旅は自室でもできる<sup>1</sup>。

しばらくして、私は実定法を専攻する大学教員になった。われわれの業界には、任期のない職を大学に得た後に 1、2 年ほど留学<sup>2</sup>をする慣行がある<sup>3</sup>。日本法の研究を本業としながら海外に出ていくのは奇妙にも思えるが、その理由は、①日本の実定法学者は外国法との比較研究をしばしば行うところ、法は社会に根ざしたものであるから、外国法はその国に身を投じて暮らしてみなければ本当のところは理解できない、②社会の少数派になってみることで社会制度への視線が鋭く豊かなものとなる、といったかたちで説明されることが多い。しかし、私にはいずれも十分に説得的とは思えない。

①が正しいのであれば、職を得る前に留学をすべきであろう<sup>4</sup>。多くの研究者は、就職前

---

<sup>1</sup> 参照、グザヴィエ・ド・メーストル（加藤一輝訳）『部屋をめぐる旅 他二篇』（幻戯書房、2021 年）。

<sup>2</sup> 「留学」といっても、何らかの正規の課程に所属し、学生として過ごすとは限らない。というよりも、そうした選択をする人は（少なくとも私の見聞する範囲では）少数派である。およそ授業に出席しない人は珍しいだろうが、学生ではなく客員研究員という身分で留学先の大学に所属し、基本的には自分のペースで自分の研究を進めることがほとんどであろうと思う。私もそうであった。

ただ、私が本当に客員研究員（visiting scholar）であったのかはよくわからない。フィレンツェ大学の事務担当者からのメールには、私を客員教授（visiting professor）として受け入れると書かれていた。しかし、フィレンツェ大学の客員教授称号授与規則には、客員教授の滞在期間は最長でも 12 ヶ月とある。しかるに、私はフィレンツェ大学に 24 ヶ月にわたり滞在した。いったい私は何であったのだろうか？

<sup>3</sup> これは現在の大学をとりまく厳しい環境のなかではまったく当然のことではない。私を 2 年間もの学問的放蕩生活に快く送り出してくださった同僚教職員のみなさんに、改めてお礼申しあげたい。

<sup>4</sup> ただ、いまはそういう人も増えているように感じる。

に執筆する博士論文などで既に外国法の研究を公にするからである。少なくとも、日本から出ずにドイツとフランスの法について書籍を刊行してしまった私はもはや手遅れである。

②は現実としてはそうなのかもしれない。しかし、あらゆる人間は何らかの点で少数派であり、また、一人の人間があらゆる点で少数派になることはできない。そうすると、外国人という少数派になってみることの意義を特権視する理由が私にはよくわからない。必要なのは想像力の涵養であり、それは日本にいてもできるのではないか。

だから留学はしなかった、とくれば自らの首尾一貫性を誇りえたのであろうが、私は 2022 年 9 月からイタリアのフィレンツェ大学で 2 年間の在外研究に従事することとした。我を通さず先人の勧めに従うのも美德の一つである。

## II 南へ。

「はじめてここに来た時を今でもよくおもいだすよ／ソワソワ少し挙動不審だったかも」という詞からはじまるのは桃井はるこが歌う UNDER17 の名曲「もっと、夢、見よう!!」だが、初めてフィレンツェに辿り着いた私も、少し挙動不審だったかもしれない。

2 年間を過ごすこととなるフィレンツェに初めて行ったのは、2022 年 9 月 2 日であった。当時、日本は未だコロナ禍の只中にあり、東京からローマへの直行便も運行を中止していた。そこで私は、イスタンブール経由でローマまで飛び、ローマから鉄道でフィレンツェに向かうというルートを選択した。イスタンブールでは機材故障により 7 時間の足止めをくらい、ローマのテルミニ駅では警官と軍人に囲まれて職務質問を受けた。そして、精神的疲労とともに辿り着いたフィレンツェは猛暑であった。とはいえ、新居はフィレンツェ・サンタ・マリア・ノヴェッラ駅から 2km ほどしかない。そこで徒歩で向かうこととしたが、この選択が完全に誤りであった。今からするとどうすれば迷えたのかよくわからないのだが、私は完全に道に迷い、しかも、転がしていた二つのスーツケースの車輪は灼熱のアスファルトに焦がされて溶けていった。スーツケースを両手に掴みながら汗だくで住宅街を歩く私は、よく考えてみれば、少しどころではなく挙動不審だったことであろう。新居のオーナーと管理人は、そんな、異常な挙動を示しイタリア語もままならない外国人を優しく迎えてくれた。

私がイタリアを留学先に選ぶと思っていた人はほとんどいなかったと思う。上にも少し触れたが、私はドイツとフランスの法学を比較対象とする論文を公表していた。そうすると、ドイツかフランスで研究を発展させるのがどう考えても自然である。また、私の印象でしかないが、日本の行政法学者の留学経験者の約半分はドイツを選んでいるような気がする。あとは 2 割がフランス、2 割が英語圏、その他 1 割という感じであろうか。そうすると、私の留学先は本命パリ、対抗ハイデルベルクと予想されたはずである。もちろん私の留学先が他人の関心事であったはずもないのだが、とはいえ、幾人かの同業者からそういう趣旨のことを言われはした。

私も、最初はパリかハイデルベルクに行こうと考えていた。しかし、先人に相談するうちに、それらがあまりよい選択肢ではないように思えてきた。私は、古典を繙読することで理

論を研ぎ澄まし、われわれの現実に対峙するような研究がしたいと思ってきた。しかし、フランスに留学した先達からは、フランスの実定公法学者はそうした関心をあまりもっていないと思う、と言われた。たしかに、特定の研究者を除き、フランスの行政法学者の論文は私の本筋の関心とは少し逸れるものが多いという印象を覚えていた。それではドイツに行くかとも思ったが、そもそも私は「精緻」「体系的」などと形容されるドイツ行政法学、あるいはその影響を色濃く受けた日本行政法学の現在の体系を相対化したいと考えていたので、ドイツに行くのもどうにもしっくりこない気がした。実際、ドイツに留学した先輩もそういう反応を示した。うーん、ドイツだとよほどうまく嵌まらないと面白い留学にならないかもねえ。やはりそうですか、いやはや。

そういうわけで第三国に活路を求めることとして、行き先にはイタリアを選んだ。イタリアの実定法は主としてドイツ法とフランス法の影響を受けて形成され、その結果として、イタリア法学は比較法学の成果をよく踏まえるかたちで発展してきた<sup>5</sup>。大雑把に言えば、これは日本法学と同様の傾向である。ただし、行政法学は、日本ではドイツの影響が相対的に強いのに対して、イタリアではフランスの影響が相対的に強いという差異がある。こうした類似性と差異は興味深い比較を可能とするように私には思われた。あるいは、私はモーリス・オーリウ (Maurice Hauriou) という、19世紀後半から20世紀初頭にかけて活躍したフランスの公法学者の議論について研究してきたが、このオーリウの議論と共鳴する理論をその同時期に展開したのが、サンティ・ロマーノ (Santi Romano) というイタリア公法学の巨匠である<sup>6</sup>。このロマーノについて真面目に勉強してみるのも面白そうに感じられた。あとは、単純に、イタリアは住んで楽しそうにみえた。

イタリアに留学しようと思う、と打ち明けたときの周囲の同業者の反応は、概ね好意的なものであった。例外は、ドイツでもフランスでも英米法圏でもない国に留学をされたある先生であった。君のこれまでの研究からすれば、まずはドイツかフランスに行き、正統派の研究をきちんとできることを証明して、それから二回目の留学でイタリアに行くというのでも悪くないのではないかな。その先生は何か具体的に語られたわけではないが、ご経験に裏付けられた理由があってそのように言われるのだろうと感じたことを覚えている。それでも、私の決意が固いとみられたのか、最終的にはこの先生からも後押しを頂けた。

とはいえ、留学は「あそこに行こう」と思えば叶うものではない。大学の客員研究員にな

---

<sup>5</sup> 19世紀後半から20世紀前半に至るまでのイタリア法学の形成史を描くのが、Paolo Grossi, *Scienza giuridica italiana: Un profilo storico 1860-1950*, Milano, Giuffrè, 2000 である。

<sup>6</sup> 主著は *L'ordinamento giuridico*, 2<sup>a</sup> ed., Firenze, Sansoni, 1946 である。同書はスペイン語、ドイツ語、フランス語、英語など各国語に翻訳され、サンティ・ロマーノ (井口文男訳) 「法秩序(1)~(4・完)」岡山大学法学会雑誌 62 卷 1 号 (2012 年) 98 頁~4 号 (2013 年) 160 頁という日本語訳も存在する。ロマーノの議論を扱う邦語文献はいくつか存在するが、代表的なものとして、参照、仲野武志『公権力の行使概念の研究』(有斐閣、2007 年) 205 頁以下。

するためには、正規教員に受入教員になってもらわなければならない。しかし、これがなかなか難しい。ドイツやフランスのような定番の留学先であれば、先人がコネクションを築いてくれているから、誰が学問的・人間的に信頼できる研究者かも知りやすく、また、希望の研究者を紹介してもらうことも少なくとも相対的には容易である。しかし、イタリアに留学した日本の行政法研究者を、私は自分以外に知らない<sup>7</sup>。したがって、誰のところに行けばよいのかも、受入教員の希望を誰かに決めたとしてその人とどのようにコンタクトをとればよいのかもよくわからなかった。

この段階では、イタリア留学経験をおもちの歴史家の先生にお世話になった。上にも書いたような古典への関心から、私は実定行政法の研究者ではなく、『行政法の歴史』と題する大著<sup>8</sup>を著した、法制史の研究者であるベルナルド・ソルディ (Bernardo Sordi) 先生のもとに留学したいと考えていた。しかし、その人柄はどのようなものなのか、外国人の客員研究員を受け入れる方針を採っているのかなどは、当然のことながら、著作を読んでいてもわからない。こうした悩みを話したところ、上の先生はご自身の研究仲間に、ソルディ先生のもとへの留学を考えている男がいるのだがどうだろうか、というような照会をしてくださり (人間的にも学問的にも尊敬できる人物だ、というような回答があったそうな)、さらにその後には、ソルディ先生に直接にメールをしたためてくださった。そうした支えのおかげで、私が研究計画とともに留学希望のメールを拙いイタリア語で書いたときには、ただ事務的な話をすれば済む状態になっていた。もちろん、「事務的な話」だから簡単ということにはならないのだけれども。特にイタリアのような国においては。

### III 行政法の論理

「あらゆる希望を捨てよ、ここをくぐるおまえ達は」<sup>9</sup>とでも書いておけばよいのに。ローマ・フィウミチーノ空港の入国審査ゲートを通るたびにそう思う。イタリアの人々が地獄の住民だといいたいわけではない。どちらかといえばそれは私の方である。私は洗礼を受けていないから<sup>10</sup>。ホメーロス<sup>11</sup>と同じ範疇だと考えれば、それで特に不満もない。ともあれ、市民としてイタリアの行政と関わりをもつときには、あらゆる希望を捨てなければならない

---

<sup>7</sup> もちろん、私が見落とした先人がおられる可能性はある。そして、他の法領域には、少数派ながらイタリア留学経験者がおられる領域もある。日本の研究者も寄稿するイタリア語による日本法入門書として、Jun Ashida et al., *Introduzione al diritto giapponese*, Torino, Giappichelli, 2021 がある。

<sup>8</sup> L. Mannori – B. Sordi, *Storia del diritto amministrativo*, Bari, Laterza, 2001. 日本語での書評として、仲野武志「〈学界展望 行政法〉Luca Mannori/Bernardo Sordi, *Storia del diritto amministrativo*」国家 116 巻 7・8 号 (2003 年) 219 頁がある。

<sup>9</sup> ダンテ・アリギエリ (原基晶訳)『神曲 地獄篇』(講談社、2014 年) 第 3 歌 9 行 (54 頁)。

<sup>10</sup> 参照、ダンテ・前掲註 9) 第 4 歌 35 行。

<sup>11</sup> 参照、ダンテ・前掲註 9) 第 4 歌 88 行。

い、というよりも捨てざるをえない、このことについてここでは書いておこう。

私がイタリアの行政と初めて関わりをもったのは、ビザの申請時であった。外国人がイタリアの大学で給与を得つつ研究活動を行うためには、イタリア大使館で研究ビザを取得しなければならない。その前提として要求されるのが、ヌツラ・オスタ（*nulla osta*）という書類である。直訳すれば「支障なし」とでもなるこの書類は、イタリア人と婚姻しようとする外国人にとっては本国法における婚姻要件具備証明書であり、私のような外国人労働者にとっては移民局による労働許可証ということになる。われわれ研究者が移民局からヌツラ・オスタを得るためには、滞在先の大学との間で受入協定を締結し、当該大学から移民局に申請を行ってもらう必要がある。

私の場合はここで問題が発生した。2022年9月からの留学のために同年4月からフィレンツェ大学の学内手続を開始し、5月には受入協定を締結できたが、それから1ヶ月経ってもヌツラ・オスタが得られたという連絡がない。大学側の事務担当者に状況を尋ねたところ、内務省の情報処理システムの更新が失敗したが故に、移民局に到達したすべての申請に係る情報は移民局担当者からも閲覧不可能な状態にあり、私に関する申請もいつ処理されるかよくわからないということであった。結局、私のヌツラ・オスタは同年7月中旬に交付された。日本で中央省庁のシステム更新が失敗し、私人からの申請が週あるいは月のレベルで処理不可能となれば大騒ぎになりそうだが、担当者氏は「ハラハラしたけどよかったね！」という程度の軽い反応しか示していなかった。

なぜそんなに平然としているのか当時は理解できなかったが、実際、この程度のことを気にしてはイタリア行政とは付き合っていられない。何とかヌツラ・オスタを得た私は、在東京イタリア大使館でビザを申請することとした。「研究ビザ申請書類のチェックリスト」と題する書類をイタリア大使館のウェブサイトからはダウンロードできるため、必要書類が何であるのかは容易に知りうる。ところが、一点だけよくわからない項目がある。そこには「申請料（現金にてお支払いください）」と書かれているが、申請料が具体的にいくらなのかはウェブサイトのどこを調べても記載がないのだ。仕方がないので、過去のビザ取得者が書いたブログから大まかな金額を推測し、29,999円を持参することで予想の範囲にあるあらゆる金額に対応することとした<sup>12</sup>。ところが、実際に行ってみると申請料を支払わないままに手続が終了してしまった。職員に尋ねたところ、申請は無料とのこと。よくわからないままに帰宅し、通っていたイタリア語教室の講師にその話をすると、「ビザ申請が無料などということはありえない」と諭すように言われた。結局のところ申請料が必要だったのか否かはよくわからないが、いずれにせよ、私のビザは申請料を払うことなく交付された。このように、イタリアの行政手続においては、法令などでは必要とされている書類等が求められないことがある。

そういえば、この正反対、すなわち、法令などによれば求められないはずの負担を要求さ

---

<sup>12</sup> 大使館は釣銭を用意していないと記載するブログを読んだからである。

れたこともあった。北東部にあるゴリツィアという都市を訪れたときのことである。いわゆる未回収のイタリアの一部であったこの地域の領有関係は複雑な変遷を辿ったが、第二次世界大戦後にイタリア領ゴリツィア県の大部分がユーゴスラビア領となり、ゴリツィア市街に国境が引かれることとなる。イタリア領に残ったのが今のゴリツィア、ユーゴスラビア側で再開発されたのがノヴァ・ゴリツィアである。そうした経緯から、この地域のイタリア＝スロヴェニア国境へは公共交通機関を用いて容易に訪れることができる。運転免許をもたない私は、国境を跨いだ状態で自撮りをしたいという子供じみた欲望を満たすため、このゴリツィアへと向かった。

2007年12月にスロヴェニアがシェンゲン圏に編入されて以降、イタリアとスロヴェニアの間に国境検問は存在しない。それ以前に使われていた検問所が物理的には存在するが、ゴリツィアからノヴァ・ゴリツィアに入る際には何も要求されなかった。というよりも、スロヴェニア側の検問所には誰一人いなかった。ところが、ノヴァ・ゴリツィア駅前広場で無事に自撮りを終えて帰路についた私は、検問所で警官に呼び止められる。よく見ると、車道を通行する車もイタリアに入国するものはすべて停車させられ、チェックを受けている。シェンゲン圏内での国境検問は基本的に禁じられているはずではないかと思った私は、「いつもやっているんですか」と尋ねたが、警官氏は「あなたイタリア語を話せるんですか!？」と驚き（それまで英語で話しかけられていた）、質問に対する答えはなかった。誤魔化されたのだろうかと思いついたが、検問所のブースから帰った警官氏は笑顔で「どうもありがとう!」という日本語とともにパスポートを返却してくれた。ブースで日本語のお礼を検索してくれたのだろう。

その後、トリエステ空港<sup>13</sup>に向かうべくゴリツィア駅で列車を待っていると、ここでも警官複数名が身分証明書類を確認して回っていた。国境での検問といい、イタリアに適法に滞在しえない人間を絶対にゴリツィアに入れない、ゴリツィアから出さないという強い執念を感じたものの、何を根拠とすればそうした身分証明書類の確認を適法になしうるのかはよくわからない。欧州行政法のゼミでは、犯罪捜査にかこつけて国境付近で警察官に身分証明書類の確認権限を与えるフランス刑事訴訟法の規定のEU法適合性が争われた事例<sup>14</sup>について学んだが、この国の警察官はそんなEU裁判所判例については知らぬ顔で熱心に職務を遂行している。ちなみに、駅で私に身分証呈示を求めてきた警官氏に「いつもやっているんですか」と尋ねたところ「もちろん」とのことであった。何かしらの例外的な根拠となる規定があるのであろう。彼らも知らないのだろうが。

法令などで要求される事項を求めず、要求されない事項を求めるイタリア行政は、時間感覚においてもわれわれの常識を超越してくる。EU圏外出身の外国人がイタリアに3ヶ月以上滞在するためには、滞在許可を取得しなければならない。滞在許可を取得するまでには、

---

<sup>13</sup> 新東京国際空港が東京にはなかったように、トリエステ空港はトリエステにはない。

<sup>14</sup> C-188/10 and C-189/10, Melki and Abdeli, Judgment of 22 June 2010, ECLI:EU:C:2010:363.

郵便局または県庁における申請に加えて、警察署 (Questura) への二回にわたる出頭が求められる。一回目が追加書類等の提出と指紋及び掌紋の採取のため、二回目が滞在許可証の受領のためである。一回目の出頭の日時は、申請時に一方的に指定される。出頭日時は分単位で厳密に指定されるが、少なくともフィレンツェにおいてはこれを守ることは勧められない。出頭者は予約時刻とは無関係に先着順で警察署の建物の中に案内されるからである。私は朝 6 時に並んだが、それでも指紋・掌紋採取を終えられたのは 12 時過ぎであった。正規の予約時刻に出頭していたとしたら、「もう午前中の受付は終わった」と手続をできないままに帰されていたであろう (守衛に「予約時刻に来たんだ」と訴えて横入りをさせてもらっている人もいたが、「これ以上は無理です」と断られている人もいた)。イタリア行政には、こうした即死の罟が至るところに張り巡らされている。

一回目の出頭により必要な情報が揃うと滞在許可が発給されるが、滞在許可証の支給は慢性的に遅延している。私は 2022 年 9 月 8 日に、2023 年 9 月 1 日までの滞在許可を求める申請を行い、2022 年 10 月 19 日に警察署への初回出頭を行った。それで滞在許可証の交付はといえば、これは 2023 年 10 月 6 日であった。初回出頭から滞在許可証の交付までほぼ 1 年かかっている。というか、そもそもこの滞在許可証は私が受領した時点で期限切れである。それにもかかわらず、裏面に発行日が「2022 年 9 月 8 日」と書かれているのが、妙に神経を逆撫でした。

しかし、そんなものであっても受領しなければ話は始まらない。私の滞在許可の有効期間は 1 年、しかし私の滞在期間は 2 年だったからである。つまり、私は滞在許可を更新しなければならなかった。法令上、滞在許可の更新申請は滞在許可満期の 60 日以上前にしなければならないとされている (1998 年立法的命令<sup>15</sup>第 286 号 5 条 4 項)。しかし、実際にはそうした申請が不可能なことがある。なぜかといえば、更新の申請書には滞在許可証の写しを添付しなければならないからである。滞在許可の満期後に渡される滞在許可証の写しを満期の 60 日以上前に添付するのはさすがに無理である。そういうわけで、政府解釈によれば、上記規定は訓示規定とされている。

私のように、更新申請をしないままに滞在許可の満期が到来してしまった者も、満期後 60 日以内であれば滞在許可により認められていたのと同じの資格によりイタリア国内で活動

---

<sup>15</sup> 立法的命令 (decreto legislativo) とは、議会の委任に基づき政府が制定する、法律としての効力を有する命令である (参照、イタリア憲法 76 条)。註 17 で言及する拙稿では、議会が指導原則、対象を特定してする委任に基づき制定される点に着目して、これを「委任命令」と訳していた。しかし、「委任命令」という訳語は、日本法における委任命令が法律よりも形式的効力において下位に位置するが故に、decreto legislativo が形式的効力の観点からは法律と同等であることを見失わせると思うに至り、訳語を変更してみた。「立法的命令」という訳語が最適であるのかについては、引きつづきよく考えてみたい。とりわけ、法律的命令 (decreto-legge) と文字面で区別が付けにくくなることに難点を感じている。原語の時点で形態的に類似しているのだからそれでよいのかもしれないが。

をなしうる（1998年立法的命令第286号5条9項の2第a号）。これにより、満期後60日以内であれば滞在許可の更新申請もなしうることとなる。裏側からいえば、満期後60日以内に更新申請をせずにイタリア国内に滞在しつづければ、それは不法滞在となる。

私は2023年10月6日に（期限切れの）滞在許可証を受領し、数日後に更新申請を郵便局で行った。しかし、しばらくキーボードを叩いていた窓口の女性が諦め顔で言うには、可能なかぎり先まで見ても警察署への出頭予約が可能な日時が存在しないとのことであった。とりあえず申請だけ受け付けるので、日時については警察署からの手紙を待ってください、多分、ご想像のとおり、かなり先になると思いますが……どうせ届かないのだろうと思っていた手紙が1ヶ月ほどで届いたので驚いたが、中身を見てさらに驚くこととなる。警察署への出頭日が2024年11月27日に指定されていたからである。私は2024年8月31日に帰国することになっているから、どうあっても出頭できない。かくして、私が有効な滞在許可証を得る可能性は完全に潰えた。

とはいえ、私は結局のところ日本を拠点としているから、それでも大きな問題はなかった。しかし、私がさらにもう1年イタリアで生活をしようとしていたらどうなったのであろうか。再更新を申請する場合にもやはり滞在許可証の写しを添付しなければならないが、その滞在許可証が得られるのは、警察署への出頭日に即日交付されるという非現実的な仮定をおいた最速の状態でも、2024年11月27日である<sup>16</sup>。そして、その滞在許可証の期限は2024年9月1日に切れる。しかるに、更新申請は期限満了から60日以内にしなければならない。以上から導かれる結論は、私の再更新申請は、私に何の落ち度がなくとも絶対に拒否される、というものである。これはあまりにも理不尽に思われる。何人かのイタリア人に雑談がてらにこのことについて尋ねてみたところ、「理屈はともかく、そのときは何とかするんだろう」とのことであった<sup>17</sup>。

イタリアに留学する前に、ジュリオ・ナポリターノ『行政法の論理』<sup>18</sup>という教科書を読んだ。そのはしがきは、以下のような記述から始まる<sup>19</sup>。

本書のタイトルは、逆説的とまではいえないかもしれないが、挑発的なものにみえるであろう。実際、行政法に論理などというものが存在するのであろうか？ 官僚機構と関わった者の経験は、概してこの問いに対する否定的な答えにつながる。精神的負担や〔手続の〕履行が、いかに理不尽あるいは不当に過重なものにみえるかを考えてみれば十分である。さらに、私人からの申請に対する行政の応答はしばしばいつなされるのか

---

<sup>16</sup> 最初の滞在許可証は、警察署への初回出頭から約1年後にようやく交付されたことを思い出してほしい。

<sup>17</sup> 何もかもが淀んでいるがなぜか事柄は回りつづけているというのが、イタリア行政の一つの特徴かもしれない。そうした切り口からオペラ行政について観察したのが、土井翼「1つの総裁位、2人の総裁——2つの組織法観について」一橋法学23巻2号（2024年）107頁である。

<sup>18</sup> Giulio Napolitano, *La logica del diritto amministrativo*, Bologna, il Mulino, 2020<sup>3</sup>.

<sup>19</sup> Napolitano, *La logica...* cit., p. 11.

もわからず、結果も予測できない。そうすると、市民と行政の関係は、市民を実効的に保護するのに行政を適切に規律するのに適していないように思われるような法によって規制されているのである。

当時は、雑然とした行政・立法実務と対置することで学問の意義を際立たせようとするレトリックかと思いながら、この記述を読んでいた気がする。しかし、2年間のイタリア生活を経たいまの私の目に映るのは、真理をありのままに記述する真摯な研究者の姿である。

そういえば、イタリア人の友人に一連の顛末を話したところ、彼は真面目な顔をしてこう言った。それは非常に残念なことだ。ただ、これが外国人差別でないことはわかってほしい。イタリアの行政はわれわれイタリア人にも等しく異常な対応をしてくる……

#### IV 急がないで、歩く、場所。

高校生のころ、「大学というのはどういう意味においても面白い場所で、人間として多少の癖を持っていても、本人がそれを望まぬ限りひとりではいられない」<sup>20</sup>という一節を読んだ。しかし、後に大学に入学した私は、ひとり矢内原公園で昼食をとっていた。それを望んでいないにもかかわらず大学にひとりぼっちの私が、いま、ここにいる……と思いながら。

イタリアは日本の実定法学者の留学先として標準的な行き先ではないこともあり、渡航前に知人と呼べる人は存在しなかった。なおかつ、率直に言って私は語学があまり得意ではないし、社交的な人間でもない。一応は10年弱ほど身を置いている日本の学界においてさえ知人の少ない私が、たった2年間の滞在で有意義な交友関係をイタリアの研究者と築ける可能性は、現実的に考えればかなり低いだろう。こう考えてイタリアに渡った。

予期はよい意味で裏切られた。おそらく、下手でも多少なりともイタリア語を話せれば、というよりもイタリア語を話す姿勢さえもっていれば、イタリア人たちはかなり親切に接してくれる<sup>21</sup>。実定法学者である私が20世紀前半までの公法学史の研究をしていることはかなり奇異に映ったようではあったが、そうした印象も含めてさまざまな意見を交換できる友人が、フィレンツェに滞在してしばらくするとできた。

交友関係の輪は、広げようとすれば比較的簡単に広がるものであることもわかっていった。フィレンツェに着いて半年くらいの頃、英語で書評のようなものを書き、受入教員にその原稿を読んでもらった。すると先生は、これについてはPさんとTさんが詳しいから、彼らにも読んでもらえば、と言われる。しかし、彼らは私の指導教員あるいは指導教員の指導教員と同世代で、私は彼らと何の面識もない。日本の感覚では、見知らぬ、世代もまったく違う自称研究者がいきなり未完成原稿を送ってコメントを求めてきたら、かなり警戒さ

<sup>20</sup> 佐藤大輔「予備士官」同『レッドサンブラッククロス外伝2』（徳間書店、1994年）7頁、18頁。

<sup>21</sup> 「イタリアの旅は楽しい。いろんな人に会えるし、人は親切だ（ただし、少しでもイタリア語が話せることが必要）」（大内伸哉「イタリア法への誘い(3)——飛躍」法教360号（2010年）47頁、50頁）。100%同意する。

れるだろう。そう話してみたが、いや、別に大丈夫だと思うけど、とのこと。実際、お二方からは丁寧なコメントを頂き、さらには掲載誌の紹介までしてもらえたのであった<sup>22</sup>。

交友の輪は、広げようとしなくても広がる。それからまたしばらくして、サンティ・ロマーノについて論じた日本の先人について概観する小稿<sup>23</sup>を書いた。これも何人かの同僚に読んでもらったが、そのうちの一人から、トリノに専門家がいるからお前の論文を転送してよいか、と尋ねられた。別に断る理由もないので承諾すると、その専門家氏からトリノの大学院ゼミで話をする機会をもらった。トリノ行きの当日に専門家氏から電話があり、夕食を一緒にとろう、駅で助手<sup>24</sup>が待っているからホテルまでは彼女に連れていってもらってくれ、ホテルから家まではすぐだから、と言われる。……家？ かくして私はいきなり、初対面の研究者夫妻宅での日曜日の夕食にお呼ばれすることとなったのであった。慌てて、自宅に未開封で保存してあった、普段遣いには少しお高い日本茶を鞆に詰めた。

翌日のゼミは、数名の院生の参加者を想像していたところ、教室には約 20 名の院生と約 10 名の教員が待ち構えており、さらにはオンラインで約 30 名の視聴者がいると知らされた。かなり動揺したが、質疑やその後のランチパーティを含めて盛り上がった、楽しい思い出である。日本人がイタリア語でイタリア人法学者の話をするのは珍しいのであろう。その一回の報告で、トリノの人たちとはかなり打ち解けられた気がする。

思い返してみれば、大学入学直後に昼食を一緒にとる相手すらいなかった私にも、気が付くと信頼できる友人ができていた。学部時代に参加したあるゼミでも、私は終了後に夕食に行く同級生を尻目にそそくさと帰宅していたが、私がいまこうして研究者をしている直接の原因は、そのゼミが終わった次の学期に彼らの何人かが私を勉強会に誘ってくれたからであった。時間はかかるかもしれないが、人生を変える出会いが、大学にはある。

もちろん、一方でこうした人と人の繋がりやすさは大学がかなり均質性の強い空間だからこそ成り立つ側面があるのだろうし、他方で大学、少なくとも私の知る法学部や法科大学院は人を傷つける無神経と無縁ではない。それでも、かつて孤立していた私は、貧しいなりに言葉を積み重ねることで、信頼しうる人たちと出会えた。そして、それが起こった場所が大学であるのは決して偶然ではなく、そこが言語を駆使して理知と想像力を鍛えあげていく場だからだと、私は信じている。

大学という空間、この空気を維持したい、遠いイタリアの地でそう思った。

---

<sup>22</sup> かくして公表の機会を得たのが、Tsubasa Doi, *An Interim Report on "Subjectivization" and "Objectivization" of Administrative Law*, «P.A.» 11 (2023), p. 864 である。

<sup>23</sup> 後に、Tsubasa Doi, *Santi Romano in Giappone*, «Quaderni fiorentini», 53 (2024), p. 663 として公刊した。

<sup>24</sup> ちなみに、この助手氏はその後ドイツのある大学に短期間滞在していたようだが、そこで同じく短期滞在していた私の日本での先輩と遭遇したという。世界は狭い。